

マイホームを買った人も
これから買う人も

ご存知ですか？

最大50万円が受け取れる

(消費税率10%時)

「すまい給付金」

入居後の申請を
お忘れなく！



「すまい給付金」2つのポイント

収入に応じて **最大50万円がもらえます**
(消費税率10%時)

入居後すぐに申請ができます

申請期限は引渡しから1年3ヶ月以内です。

※住宅ローン減税と併用できます。あわせてご確認ください。

申請には要件があります。ナビダイヤルまでお気軽にお問い合わせください

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

PHSや一部の
IP電話からは
045-330-1904

(受付時間: 9時～17時 ※土・日・祝含む) すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>

「わたしは
もらえるの？」

といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法
記入サポートまで
何でもお応え
します。

正しく知って賢くもらおう!「すまい給付金」

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

どうやって
申請するの?



申請方法

すまい給付金事務局に申請します。
(確定申告とは別に行います)



申請期間

申請は引渡しから1年3ヶ月以内が期限です。



給付金 受取

申請後、約1.5～2ヶ月で現金が振り込まれます。

どんなケースが
対象に
なるの?



共有者

持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。



現金購入もOK

住宅ローン利用者の他、50歳以上で現金で購入された方も対象となります。(新築を現金購入した場合、追加要件があります)



中古も対象

中古住宅(個人間売買除く)も対象です。



ローン減税

住宅ローン減税と併用できます。
(すまい給付金とは別の手続きが必要です)

どのくらいの
金額が受け取
れるの?



給付額

収入に応じて最大50万円受け取れます。(下表参照)
(消費税率10%時)



持分割合

持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

[給付基礎額] ※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率	※収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
10%時	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円
8%時	給付基礎額	30万円	20万円	10万円		

※現金での購入では、給付対象者の収入上限額が650万円になります。

給付額の
計算例
(消費税率10%時)

給付基礎額

×

持分割合

=

給付額

Aさん夫婦の場合(夫の年収500万円／妻は専業主婦で収入ナシ)

※給付を受けるには、それぞれ申請が必要です。
なお、住宅ローンを利用しない方は、年齢が50歳以上等の追加要件があります。



夫(年収500万円)

給付基礎額 40万円

×

持分割合 3/4

=

給付額 30万円



妻(専業主婦・収入ナシ)

給付基礎額 50万円

×

持分割合 1/4

=

給付額 12.5万円

夫婦あわせて42.5万円
給付金がもらえます

※すまい給付金を受領できるのは、1人1回限りです。受領後に他の住宅を取得し、居住した場合であっても、再びすまい給付金を受領することはできません。

住宅取得を応援します！ メリットが出る 4つの支援策！



- 1 住宅ローン減税の控除期間が13年間
- 2 すまい給付金は最大50万円
- 3 贈与税非課税枠は最大1,500万円
- 4 新築最大40万円相当
リフォーム最大30万円相当
グリーン住宅ポイント制度を創設

(一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ。
既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に)

併用可能です！

※裏面の(注)を参照

詳細は裏面をご覧ください



【4つの支援策それぞれの要点】



1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

概要

住宅ローン減税の控除期間13年の措置の継続。適用年の11～13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
 - ・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)
 - ※長期優良住宅や低炭素住宅の場合：借入金年末残高の上限5,000万円、建物購入価格の上限5,000万円。
- また、上記の措置が適用となる場合、住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40㎡以上に緩和。

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームに係る契約を以下の期間に締結し、令和4年末までに入居した方

- ・注文住宅の場合：令和2年10月～令和3年9月末
- ・その他の場合：令和2年12月～令和3年11月末
- ※40㎡台は令和3年1月～令和4年末に入居した方

●お問合せ先 国土交通省住宅局住宅企画官付
☎03-5253-8111(代表)

2 すまい給付金は最大50万円

概要

収入に応じて現金を給付。収入の目安は775万円以下、給付額は最大50万円。

対象者

消費税率10%が適用される新築、中古住宅の取得で、令和3年12月末までに引渡しを受け、入居した方

- ※住宅ローン利用／現金取得のいずれの場合も対象
- ※住宅ローン減税の契約期間と入居期限の延長、床面積要件の緩和に応じた措置を実施予定

●お問合せ先 すまい給付金事務局
<http://sumai-kyufu.jp>



0570-064-186 ナビダイヤルは通話料がかかります

受付：9時～17時／土・日・祝を含む／
PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904

3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

概要

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得等資金の贈与を受けて消費税率10%が適用される住宅を取得等した場合、最大1,500万円までの贈与が非課税(消費税率10%が適用されない場合は最大1,000万円)。また、住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40㎡以上に緩和。

対象者

新築・中古住宅の取得、リフォームに係る契約を令和3年12月末までに締結した方

- ※40㎡台は令和3年1月以降に贈与を受けた方

●お問合せ先
国土交通省住宅局住宅企画官付
☎03-5253-8111(代表)

4 新築最大40万円相当。リフォーム最大30万円相当。グリーン住宅ポイント制度を創設。

(一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ、既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に)

概要

一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入を行う場合、商品や一定の追加工事と交換可能なポイントを付与

対象者

一定の住宅の新築(持家・賃貸)・リフォーム、既存住宅の購入で、令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した方

●お問合せ先 住宅ポイント制度お問合せ窓口
☎03-6730-5414
受付：9時～17時／土・日・祝を含む

(注)②～④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引くことが必要になる場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ

<http://www.mlit.go.jp>

